

<第4編 大規模事故編>

第1章 大規模火災対策

第1節 基本方針

大規模な火事による多数の死傷者等の発生を防止するため、防災空間の整備等の予防対策及び発災時の救助・救急活動や避難誘導等の応急対策について定める。

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、都市建設課、社会文化課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

第1 建築物不燃化の促進

実施機関：環境防災課、都市建設課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

1 建築物の防火規制

県及び町は、市街地における延焼防止を次により促進する。

- (1) 建築物が密集し、火災により多くの被害を生じるおそれのある地域においては、防火地域及び準防火地域の指定を行い、耐火建築物又は防火建築物の建築を促進する。
- (2) 防火・準防火地域以外の市街地における延焼の防止を図るため、建築基準法第22条による屋根不燃区域において、木造建築物の屋根の不燃措置及び外壁の延焼防止措置を指導する。

2 都市防災不燃化促進事業

大規模火災から住民の生命・財産を守るため、避難地・避難路・延焼遮断帯の周辺等の一定範囲の建築物の不燃化を促進する。

第2 防災空間の整備・拡大

実施機関：環境防災課、都市建設課、社会文化課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

- 1 県及び町は、都市緑地法に基づき緑地保全地区を指定し、良好な緑地を保全して、生活環境を整備するとともに、都市における火災の防止に役立てる。
- 2 町は、防災効果の高い公園等の整備に努めていく。
- 3 都市における街路は、人や物を輸送する交通機能のみならず大規模火災時には、火災の延焼防止機能も有している。街路の整備は、沿道構築物の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止する等、災害に強いまちづくりに貢献することが大きい。
県及び町は、都市の構造、交通及び防災等総合的に検討し、特にその効果の著しい広幅員の幹線街路については緊急性の高いものから整備を図っている。
- 4 都市における河川空間は、火災の延焼遮断帯としての防災機能を有しているため、県の実施する河道の拡幅等、河川の改修が防災空間の整備等に有効である。

第3 市街地の整備

実施機関：都市建設課

市街地の同時多発的な火災等への対応策として、木造密集市街地等の延焼拡大を防止するため、面整理事業等により防災上危険な市街地を解消し、都市基盤の整備を図り、安全なまちづくりを進める。

第4 火災に係る立入検査

実施機関：匝瑳市横芝光町消防組合

消防機関は、春季及び秋季の火災予防運動期間中を重点的に、消防法第4条の規定により防火対象物の所有者等に対して火災予防上必要な資料の提出を命じ、又は防火対象物に立ち入って検査を実施し、火災予防の徹底を図る。

1 予防査察の主眼点

予防査察に際しては、次に留意する。

- (1) 消防法令に基づき、適正な防火管理体制がとられ、必要な業務が行われているか。
また、消火設備・警報設備・避難設備・消防用水・その他消火活動上必要な施設が、消防法施行令で定める基準どおり設置・維持管理されているかどうか。
- (2) 炉・厨房設備・ストーブ・ボイラー・乾燥設備・変電設備等火気使用設備の位置、構造及び管理の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例で定める基準どおり確保されているかどうか。
- (3) こんろ・火鉢等、火を使用する器具及びその使用に際し、火災発生のおそれのある器具の取扱状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例どおり確保されているかどうか。
- (4) 公衆集合場所での裸火の使用等について、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (5) 指定数量未満の危険物、指定可燃物等の貯蔵取扱の状況が、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に違反していないかどうか。
- (6) その他残火、取灰の不始末、たき火の禁止等屋外における火災予防事項、及び火災警報発令下における火の使用制限等が遵守されているかどうか。

第5 住宅防火対策

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県

県内の火災による死者（放火自殺者を除く）の約9割を占める住宅火災の予防とその被害の低減を図るため、県及び町は、千葉県住宅防火対策推進協議会と連携し、下記に例示する住宅用防災機器の普及・促進や、住宅防火意識の普及啓発等を行う。

特に、住宅火災による死者数の低減に有効な手段である住宅用火災警報器が、町内全ての住宅に設置されるよう、普及促進に努めるとともに、防災製品の活用を推進する。

さらに、復電時における通電火災を防止するため、防災関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。

- 1 住宅用防災機器等の展示
- 2 啓発用パンフレットの作成
- 3 講演会の開催
- 4 住宅用火災警報器の設置推進

第6 多数の者を収容する建築物の防火対策

実施機関：匝瑳市横芝光町消防組合

1 防火管理者及び消防計画

消防機関は、多数の者を収容する建築物の管理権原者に対し、防火管理者の選任及び防火管理者による消防計画の作成を履行させるとともに、当該消防計画に基づく下記事項を遵守させる。

- (1) 自衛消防組織の編成及び自衛消防活動の実施
- (2) 消火、通報、避難等の訓練の実施
- (3) 建築物等の維持管理、自主検査及び消防用設備等の適正な点検、整備の実施
- (4) 収容人員及び火気使用等に関する管理監督業務の実施
- (5) 従業員等に対する防災教育の実施

2 防火対象物の点検及び報告

消防機関は、特定防火対象物の管理権原者に対し、火災予防上必要な事項の適否について、定期的に防火対象物点検資格者の点検を受けさせ、報告させる。

第7 大規模・高層建築物の防火対策

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合、県

大規模・高層建築物での火災は、その消火及び避難の困難性から一般の建築物における火災よりも大きな被害が発生することが予想される。このため、一般の建築物に増した防火対策が必要となるとともに、大規模事業所における自衛消防組織の設置及び防災管理者の選任等についても定める必要がある。このことから、防災関係機関は、大規模・高層建築物の管理権原者又は関係者に対し、前記第6「多数の者を収容する建築物の防火対策」に加え下記事項について指導する。

- 1 消防防災システムのインテリジェント化の推進
 - (1) 高水準消防防災設備の整備
 - (2) 複数の消防用設備等を集中管理する総合操作盤の整備
 - (3) 防災センターの整備
- 2 自衛消防業務に従事する職員に対する指導

第8 文化財の防火対策

実施機関：社会文化課、匝瑳市横芝光町消防組合

本町には、歴史的、学術的価値の高い数多くの文化財が残され、指定文化財として保護しているが、文化財建造物は木造建築が多く、火災等の災害を受けやすいため、適切かつ周知な火災予防に努める。

1 消防設備の設置・整備

文化財の所有者及び管理者は、消火器、消火設備、動力消防設備、建造物全体を水幕で覆うドレンチャー設備等の消火設備を設置するとともに、自動火災報知設備、漏電火災警報設備の設置により、火災の発生を報知し、迅速な消火活動を行うことができるよう設備の設置・整備を行う。

2 防火管理

文化財の所有者及び管理者は、火災の発生を未然に防止するため、日頃から適切な防火管理を行う。管理に当たっては、定期的な巡視と監視を行うとともに、環境を整備し、危険箇所の点検について消防機関から適切な指導を受ける。日常的な措置については、防火責任者を定め防火管理計画、防災訓練等の具体的な消防計画を作成し、自衛消防隊を組織して消火活動の体制を整備しておく。

また、毎年1月26日は文化財防火デーとして、文化財の防火意識の向上を図るため、消防機関と教育委員会等の協力のもとに文化財建造物の消火訓練を行う。

第9 消防組織及び施設の整備充実

実施機関：環境防災課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

1 消防組織

町は、消防組織の充実を図るため、次の措置を講ずる。

- (1) 消防団員の確保に努める。
- (2) 消防組織の充実強化を推進するため、県から情報提供等の支援を受ける。

2 消防施設等の整備充実

町は、「消防力の整備指針」（平成12年1月）に沿い匝瑳市横芝光町消防組合が作成した、消防施設整備計画に基づき、充足率を勘案しつつ、匝瑳市と協力して実態に即した消防施設等の整備強化を推進する。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設部、福祉部、健康子ども部、東陽病院部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、自衛隊、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、医療機関

第1 応急活動体制

実施機関：環境防災部、各部

- 1 町は、状況に応じ、町長が必要と認めたとき、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 2 町は、防災関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

第2 情報収集・伝達体制

実施機関：環境防災部、総務部、各部

町は、火災の発生状況、人的被害の状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

第3 災害救助法の適用

実施機関：福祉部

災害救助法の適用については、第2編「地震・津波編」の第2章第1節第3「災害救助法の適用手続き等」に定めるところによる。

大規模事故時の災害救助法の適用は、住家に被害が生じた場合（災害救助法施行令第1条第1項第1号から第3号）のほか、多数の者が継続して避難を要するときや救出に特殊な技術を要するとき等、多数の者が生命又は身体に危害を受ける、若しくは受けるおそれが生じた場合（同第4号）に適用する。

第4 消防活動

実施機関：環境防災部、消防部

- 1 消防機関は、速やかに火災及び死傷者等の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- 2 町は、必要に応じて相互応援協定に基づき、他の市町村に消火活動の応援要請を行う。
- 3 町は、発災現場の市町村からの要請又は相互応援協定に基づき、応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

第5 救助・救急計画

実施機関：健康こども部、東陽病院部、消防部、医療機関

- 1 町は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、国・県の各機関及び他の地方公共団体に応援を要請する。
- 2 町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- 3 医療機関は、負傷者に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第6 交通規制計画

実施機関：県警察

県警察は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報により、交通状況を的確に把握し、緊急交通路の確保を図る等の確かな交通規制を図る。

第7 避難計画

実施機関：環境防災部、総務部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化
部、消防部、各部、県、県警察、自衛隊

- 1 発災時には、町及び警察署等は、人命の安全を第一に必要な応じて適切な避難誘導を行う。
- 2 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に関する情報の提供に努める。
- 3 町は、必要な応じて避難所を開設する。

第8 救援・救護計画

実施機関：環境防災部、総務部、財政部、税務部、住民部、産業部、都市建設
部、健康こども部、東陽病院部、教育部、消防部、各部、県、山武郡
市広域水道企業団、八匠水道企業団

食料・飲料水・生活必需品等供給計画については、第2編「地震・津波編」の第2章第9節「救援物資供給活動」、医療救護計画については、第2編「地震・津波編」の第2章第7節「消防・救助救急・医療救護活動」に定めるところによる。

第2章 林野火災対策

第1節 基本方針

最近の林野火災は、レジャー人口の増加、地域開発の進展、道路網の整備等により、森林の利用者が多くなるに伴い、その発生件数も近年増加傾向にある。また、ひとたび発生すると地形、水利、交通等の関係から消火作業が困難を極め、大規模火災となるおそれがあるため、林野火災に対する対策について定める。

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、総務課、産業課、教育課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県、森林組合

第1 広報宣伝

実施機関：環境防災課、総務課、産業課、教育課、森林組合

1 ラジオ、テレビ、新聞等の各種広報等による注意

町は、広報、ホームページ、町防災行政無線、回覧板等を利用し住民の注意を喚起する。

2 学校教育による指導

町は、自然の保護、森林の保護育成、鳥獣の保護等について、小、中学校児童生徒に対して啓発するとともに、林野火災予防の大切さを理解させるための普及指導を行う。

3 山火事予防運動の実施

町及び森林組合は、山火事予防運動週間中に懸垂幕を設置する等の各種啓発事業を強力に推進する。

第2 法令による規制

実施機関：環境防災課、産業課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合

1 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例で定める火の使用制限（消防法第22条第4項）

町は、住民に対し、火災警報発令下における匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例に定める禁止事項の周知徹底を図る。

2 一定区域におけるたき火、喫煙の制限（消防法第23条）

林野率が高く火災発生危険度の高い区域においては、火災危険度の高い時期に、一定区域内でのたき火、喫煙の制限をする。

3 火入れの許可制の励行（森林法第21条、第22条）

町は、森林法に規定する火入れの許可制度の励行と火入者の責務を厳守させる。

第3 予防施設の設置

実施機関：環境防災課、産業課、森林組合

1 すいがら入れの保持

町及び森林組合は、ハイカー及び林業労働者に携帯用すいがら入れの保持の徹底を図る。

第4 消火施設の設置

実施機関：環境防災課、産業課、森林組合

1 水槽の設置

町及び森林組合は、ドラム缶等を利用し、主な林野に防火水槽を配備する。

第5 林野等の整備

実施機関：産業課、県

1 林業経営

森林所有者は、下刈、枝打、除伐等の励行を図り、火災の起こりにくい森林の育成に資する。

2 防火線

県、町及び森林所有者は、既設の防火線の効果を維持するため、下刈を実施し、防火線の充実を図る。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、総務部、税務部、住民部、福祉部、健康こども部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、自衛隊

第1 応急活動体制

実施機関：環境防災部、各部

- 1 町は、状況に応じ、町長が必要と認めたとき、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 2 町は、防災関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

第2 消防計画の樹立

実施機関：環境防災部、消防部

1 地域内の地形状況と消火活動の難易等の調査図の作成

町は、県の指導を得ながら、地形状況を把握し、具体的状況の中で容易に消防作戦が立てられるような調査図を作成し、消防団等にあらかじめ配布する。

2 消防の出動と配分図

消防出動に関する区域別の配分を図によって明確にし、あらかじめ周辺市町村と協議する。

3 消防計画図の作成

町は、消防計画の中に、林野火災消防計画図を取り入れるよう努める。

第3 総合的消防体制の確立

実施機関：環境防災部、健康こども部、消防部、各部、県

1 警報連絡体制の確立

火災警報、その他気象情報が円滑適切に連絡できるようその体制を確立させる。

2 大規模火災における指揮体制の確立

応援消防組織の指揮は応援を要請した町長が実施することとなるため、あらかじめ指揮体制の確立を図る。

3 防御機器等の整備

林野火災の消火に必要な各種防御機器等を整備、点検しておく。

4 地域自衛組織の育成

森林組合等地域の自衛消防組織を十分育成し、協力体制を確立する。

5 防災訓練の実施

機会をとらえ、図上による演習や各機関と合同した総合訓練を実施する。

6 広域応援体制の確立

初期消火を誤れば大きな火災となり、広域的体制で臨まなくてはならないので、消防相互応援の実質的運用や他機関の出動等について事前に十分調整しておく。

7 航空機による空中消火体制の整備

空からの消火については、県が保有し、陸上自衛隊第一ヘリコプター団に管理委託している空中消火資機材並びに自衛隊保有の空中消火資機材を用いて、自衛隊航空機等による支援を得て、被害の拡大防止に努める。

8 救護体制の確立

日本赤十字社千葉県支部が組織する救護班の活動、その他医療救護体制の確立を図る。

第4 避難計画

実施機関：環境防災部、総務部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化
部、消防部、各部、県、県警察、自衛隊

町及び警察署等は、人命の安全を第一に、必要に応じて適切な避難誘導を行う。

第5 立入禁止区域の設定等

実施機関：県警察

県警察は、災害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合においては、迅速に立入禁止区域を設定するとともに、通行車両等に対する交通規制を行う。

第6 その他

実施機関：県

1 林地荒廃を防止する治山工事の施行、森林復旧の造林事業の実施

県及び森林所有者は、保安林改良事業を施工することにより、林地荒廃の防止に努めるとともに災害復旧造林を推進する。

2 森林保険の加入

県は、未加入森林分の加入を促進する。

第3章 危険物等災害対策

第1節 基本方針

本章は、石油等の危険物や高圧ガス、火薬類、毒物劇物等の危険物等災害に特有な予防対策や応急対策について定める。

なお、道路上での危険物等の災害については、本編第8章「道路事故災害対策」の定めるところによる。

第1 危険物

危険物（石油等）による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、危険物を取り扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

第2 高圧ガス

高圧ガスによる災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

第3 火薬類

火薬類による災害を予防し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における保安対策並びに応急対策について定める。

第4 毒物劇物

毒物劇物保有施設等からの流出等による災害を防止し、また、災害発生時の被害の拡大を防止するため、毒物劇物製造業者、輸入業者及び防災関係機関の予防対策について定めるとともに、災害時における応急対策について定める。

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、山武健康福祉センター、防災関係機関、関係団体、事業所等

第1 危険物

実施機関：環境防災課、匝瑳市横芝光町消防組合、県、事業所等

1 事業所等

- (1) 消防法及び消防法に基づく各種法令を遵守するとともに、自己の責任において、危険物の災害予防に万全を期する。
- (2) 消防法別表により規定されている危険物を指定数量以上貯蔵し又は取り扱う製造所、貯蔵所及び取扱所（以下「危険物施設」という。）の規模に応じ、次の人員を選任する。
 - ア 危険物保安監督者の選任
危険物の規制に関する政令（以下「危政令」という。）で定める危険物施設は、危険物保安監督者を選任し、危険物の取扱作業の保安監督をさせる。
 - イ 危険物保安統括管理者の選任
危政令で定める事業所は、危険物保安統括管理者を選任し、当該事業所における危険物の保安に関する業務の統括管理をさせる。
 - ウ 危険物施設保安員の選任
危政令で定める危険物施設は、危険物施設保安員を選任し、施設の維持及び設備の保安管理をさせる。
- (3) 事業所等は、次に掲げる予防対策を行う。
 - ア 事業所等の自主的保安体制の確立
各事業所等は、火災、爆発等の災害の発生を防止するため、自主保安体制の確立、従業員教育の実施に努める。
 - イ 事業所相互の協力体制の確立
危険物を取り扱う事業所等が一定地域に集中している地域にあつては、各事業所等は相互に協力して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動を行う。
 - ウ 住民安全対策の実施
大規模な危険物施設を有する事業所等は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁等の設置を検討する。

2 県、町及び消防機関

- (1) 消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更の許可に対する審査及び立入検査等を行い、法令の基準に不適合の場合は、直ちに改修、移転させる等、危険物の規制を実施する。
- (2) 監督行政庁の立場から、次の予防対策を実施する。
 - ア 危険物施設の把握と防災計画の策定
危険物施設、貯蔵・取り扱いされる危険物の性質及び数量を常に把握し、これに対応する的確な防災計画を策定する。
 - イ 監督指導の強化
危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を密に実施し、関係法令を遵守させる。
 - ウ 消防体制の強化
消防機関は、各事業所に火災防災計画の作成を指導するとともに、隣接市町村との相互応援協定の締結を推進する。
 - エ 防災教育
危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防止の具体的な方策についての的確な教育を行う。

第2 高圧ガス

実施機関：県、関係団体、事業所等

1 事業所等

災害発生時に有効な防災活動を行い、二次災害の発生を防止し被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するため緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

一の事業所だけでは対応できない大規模な災害が発生した場合に備え、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

(5) 防災資機材の整備

防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。

更に、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

(6) 保安教育の実施

従業員等に対し定期的に保安教育を行い、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の向上を図る。

(7) 防災訓練の実施

取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所等内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

2 県、消防機関その他防災関係機関

(1) 防災資機材の整備

ア 県及び消防機関は、事業所等に対して防災資機材等の整備の促進及びその管理について指導する。

イ 県及び消防機関は、事業所等に対して効果的な防災資機材等の整備の充実を指導するとともに報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の数量及び種類の把握に努める。

(2) 保安教育の実施

県及び関係団体は、事業所等に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

(3) 防災訓練の実施

県及び防災関係機関は、高圧ガスに係る災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が行えるよう定期的に総合防災訓練を実施する。

第3 火薬類

実施機関：県、防災関係機関、事業所等

1 事業所等

(1) 警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害等が発生するおそれのあるときは、警戒体制を確立する。

(2) 防災体制の整備

災害発生時に有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

ア 防災組織の確立

事業所等の規模及び設備に応じて防災組織の編成を行い、その業務内容を明らかにする。

イ 通報体制の確立

事業所等内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の通報体制を確立する。

ウ 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員を確保するための緊急動員体制を確立する。

エ 相互応援体制の確立

一事業所だけでは対応できない災害が発生した場合に備えて、関係事業所との応援体制を確立する。

(3) 安全教育の実施

従業員に対し定期的に、また、施設の新設等があるごとに保安教育を行い、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、保安意識の向上を図る。

(4) 防災訓練の実施

取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じ、事業所等内で定期的に防災訓練を行い、応急措置等防災技術の習熟に努める。

2 県及び防災関係機関

事業所等に対して、火薬類に関する防災上必要な知識の周知徹底を図る。

第4 毒物劇物

実施機関：山武健康福祉センター、事業者等

1 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

(1) 毒物劇物取扱責任者の設置

毒物劇物を直接取り扱う毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物取扱責任者を設置し、毒物劇物による保健衛生上の危害防止に当たる。

(2) 管理体制の整備

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、毒物劇物による危害の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう危害防止規定等を作成し、管理体制を整備する。

(3) 施設の保守点検

毒物劇物製造業者及び輸入業者は、危害防止規定に基づき施設を点検・整備し、事故の未然防止に当たる。

(4) 教育訓練の実施

毒物劇物営業者は、危害防止規定に基づき作業員に対する教育訓練を適宜実施し、応急措置の技術の習熟に努める。

(5) 毒物劇物販売業者等

毒物劇物販売業者及び届出を要する業務上取扱者についても、上記(1)から(4)により危害防止に努める。

2 県（山武健康福祉センター（保健所））

毒物劇物製造業者及び輸入業者等に対して立入検査を行い、法令を厳守させるとともに、事故の未然防止及び事故時の適切な措置が図られるよう指導する。

第5 危険物等による環境汚染の防止対策

実施機関：県

県等は、危険物等の漏洩による環境汚染に対処するため、環境監視体制の整備を図るとともに、環境汚染防止体制の強化を図る。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、消防部、各部、県、山武健康福祉センター、県警察、海上保安部、労働局、医療機関、事業所等

第1 危険物

実施機関：環境防災部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、労働局、医療機関、事業所等

1 事業所等

危険物施設の所有者、管理者又は占有者で、その権原を有する者（以下「責任者」という。）は、災害発生と同時に、次の措置をとる。

(1) 通報体制

ア 責任者は、災害が発生した場合、直ちに119番で消防署に連絡するとともに、必要に応じて付近住民並びに近隣企業へ通報する。

イ 責任者は、被害の概要を被災段階に応じて早急にとりまとめ、必要に応じて消防機関へ通報する。

(2) 初期活動

責任者は、各種防災設備を有効に使用し、迅速な初期活動を行う。特に近隣への延焼防止を最優先とし、かつ誘発防止に最善の方策をとる。

(3) 避難

責任者は、企業自体の計画により、従業員等の避難を実施する。

2 県、町その他防災関係機関

災害の規模、態様に応じ、県及び町地域防災計画並びに防災関係機関の災害応急対策計画の定めるところにより、防災関係機関の密接な連携のもと次の応急対策を実施する。

(1) 災害情報の収集及び報告

消防機関は、被災現地に職員を派遣する等により被災状況を的確に把握するとともに、県、その他防災関係機関に災害発生の上報を行い、被害の状況に応じて逐次中間報告を行う。

(2) 救急医療

当該事業所、消防機関、県、医療機関は連携して負傷者等の救出及び救急医療業務を実施する。県警察、海上保安庁その他防災関係機関はこれに協力する。

(3) 消防活動

消防機関は、危険物火災の特性に応じた消防活動を速やかに行う。

(4) 避難

町は、警察署と協力し、避難のための立ち退きの指示、避難所の開設並びに避難所

への収容を行う。

(5) 警備

県警察、海上保安庁は、防災関係機関の協力のもとに被災地域における社会秩序の維持に万全を期するため警戒活動を実施する。

(6) 交通対策

道路管理者、県警察、海上保安庁は、交通の安全、緊急輸送の確保のため、被災地域並びに海上に及ぶ場合はその周辺海域の交通対策に万全を期する。

(7) 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

第2 高圧ガス

実施機関：環境防災部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、労働局、事業所等
--

1 事業所等

(1) 緊急通報

高圧ガス施設が発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 災害対策本部等の設置

高圧ガスに関する災害が発生した場合は、二次災害の発生を防止するため、速やかに事業所等内に災害対策本部を設置し、防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(4) 防災資機材の調達

防災資機材が不足している、又は保有していない場合は、直ちに近隣の事業所等から調達する。

(5) 被害の拡大防止措置

可燃性ガス又は毒性ガスが漏洩した場合は、携帯用のガス検知器等で漏洩したガスの濃度を測定し拡散状況等の把握に努める。

2 県、町その他防災関係機関

(1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 応急措置の実施

防災関係機関は事業所等と連携し、高圧ガスの性質（毒性、可燃性、支燃性等）に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 防災資機材の調達

ア 県及び消防機関は、事業所等による防災資機材の確保が困難である場合、協力して防災資機材を調達する。

イ 県警察、消防機関及び海上保安庁は、防災資機材の緊急輸送に協力する。

(4) 被害の拡大防止措置及び避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 町は、必要に応じ避難の指示等を行う。

(5) 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

第3 火薬類

実施機関：環境防災部、消防部、各部、県、県警察、海上保安部、労働局、事業所等
--

1 事業所等

(1) 緊急通報

火薬類施設で発災した場合は、あらかじめ定められた連絡経路により防災関係機関に通報する。

(2) 災害対策本部等の設置

火薬類に関する災害が発生した場合は、速やかに事業所等内に災害対策本部等を設置し防災関係機関と連携して応急対策を実施する。

(3) 応急措置の実施

防災関係機関と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

2 県、町その他防災関係機関

(1) 緊急通報

通報を受けた防災関係機関は、状況に応じて他の防災関係機関と調整を図る。

(2) 応急措置の実施

防災関係機関は、事業所と連携し、火薬類の性質に基づいた適切な応急措置を講ずる。

(3) 被害の拡大防止措置及び避難

ア 防災関係機関は、被害が拡大し事業所等の周辺にも影響を及ぼすと予想される場合は、周辺住民等の避難について協議する。

イ 町は、必要に応じ避難の指示等を行う。

ウ 県警察は、立入禁止区域を設定して被害の拡大防止に努めるとともに、地域住民等の避難誘導、立入禁止区域の警戒、交通規制活動等を行う。

(4) 原因の究明

県、労働局、消防機関、学識経験者は、災害の発生原因の究明に当たる。

第4 毒物劇物

実施機関：環境防災部、消防部、山武健康福祉センター、県警察、事業者等

1 毒物劇物製造業者及び輸入業者等

(1) 通報

毒物劇物の流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、山武健康福祉センター、県警察、又は消防機関へ通報を行う。

(2) 応急措置

毒物劇物の流出等により住民に保健衛生上の危害を及ぼすおそれがある場合には、自ら定めた危害防止規定等に基づき、危害防止のため漏出防止、除害等の応急措置を講ずる。

2 県、町その他防災関係機関

(1) 緊急通報

山武健康福祉センター、県警察及び消防機関は、毒物劇物製造業者及び輸入業者等から緊急通報があった場合は、状況に応じて他の防災関係機関と連絡調整を図る。

(2) 被害の拡大防止

消防機関は、火災が発生した場合、施設防火管理者と連絡を密にして、延焼防止、汚染区域の拡大防止に努める。

(3) 救急医療

山武健康福祉センター、県警察及び消防機関等は、大量流出事故等に際しては、医療機関へ連絡するとともに連携して被災者の救出・救護、避難誘導を実施する。

(4) 水源汚染防止

山武健康福祉センターは、毒物劇物が水道水源を汚染するおそれがあると判断した場合は、防災関係機関に通報し、適切な措置を求める。

(5) 避難

町は、県及び防災関係機関等と協議の上、必要であれば、避難の指示等を行う。

第4章 海上災害対策

第1節 基本方針

本町周辺海域において、船舶の衝突、乗揚げ、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者等が発生し、又は生ずるおそれのある事態であって、保護を要する場合に、早期に初動体制を確立して、被害の軽減を図り、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

ただし、油等の流出事故については第4編大規模事故編の第5章「油等海上流出災害対策」の定めるところによる。

この計画の対象となる災害は次のとおりである。

- 1 旅客船、その他多数の人が乗船している船舶の海難で、多数の損失を伴うもの
- 2 漁船の集団海難で、多数の人命の損失を伴うもの

第2節 予防計画

実施機関：県、銚子海上保安部、千葉県水難救済会、船舶関係機関

防災関係機関は、それぞれの組織を通じて相互に協力し、海難の発生を防止し、又は被害を軽減するため必要な予防対策を実施するものとする。

第1 各種予防対策

実施機関：県、銚子海上保安部、船舶関係機関

1 航行の安全確保

- (1) 銚子海上保安部は、沿岸域における海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
- (2) 銚子海上保安部は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。
- (3) 県は、漁船の操業安全指導海域内での指導、災害予防通信及び港内のパトロール等を実施する。

2 船舶利用者への注意喚起

船舶関係機関は船舶利用者に対し、発災時における行動、避難経路の教示等を実施する。

第2 資機材等の整備

実施機関：銚子海上保安部、千葉県水難救済会

銚子海上保安部は、災害発生の場合に必要な救助用具、資機材の整備に努める。

千葉県水難救済会は、各救難所の施設整備及び救助用資機材の備蓄に努めるものとする。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、総務部、健康こども部、東陽病院部、消防部、各部、県、県警察、
銚子海上保安部、医療機関、防災関係機関

海上災害の発生時、又は災害の発生が予想される場合、被害の軽減を図るため、防災関係機関は早期に初動体制を確立して災害応急対策へ万全を期するものとする。

第1 応急活動体制

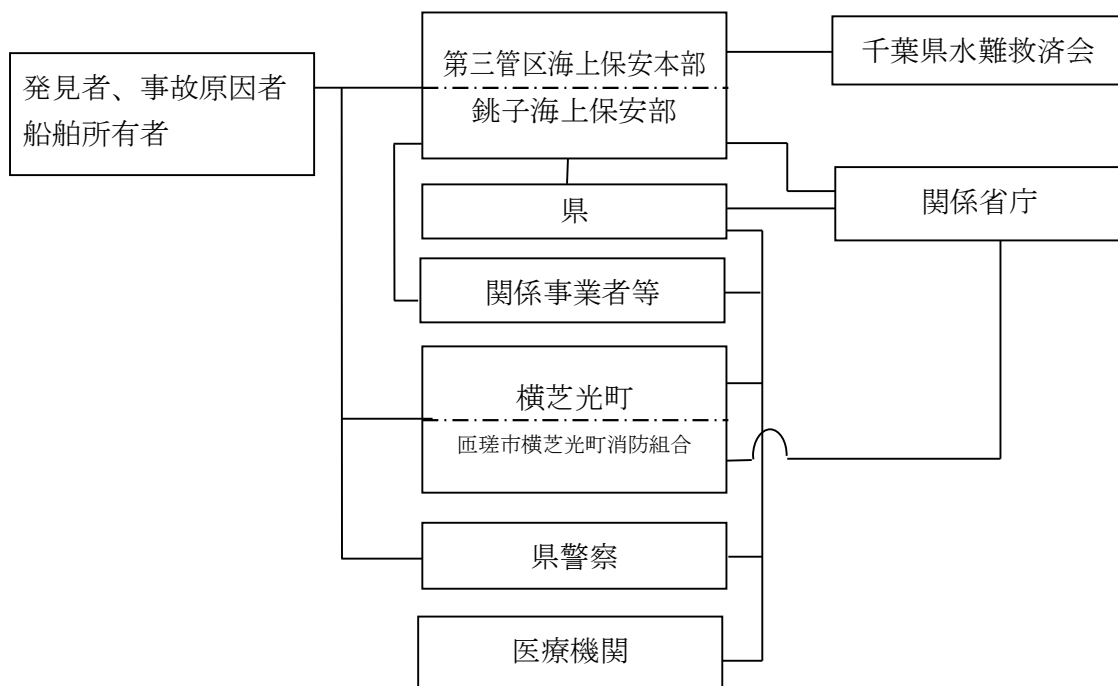
実施機関：環境防災部、各部

海難が発生し、又は発生するおそれがある場合、その状況に応じて応急活動体制を整え、その海域に係る災害応急対策を実施する。

第2 情報の収集伝達

実施機関：環境防災部、各部

初動体制を早期に確立するためには早期の災害覚知が不可欠である。防災関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊急に行う。



第3 応急活動体制

実施機関：環境防災部、総務部、東陽病院部、消防部、各部、県、県警察、銚子海上保安部、医療機関

災害を覚知した場合は、防災関係機関は直ちに初動体制を確立して、対応に努める。一次的に対応をする防災関係機関及び主な対応は以下のとおりである。

船舶所有者等	消火、救難、救助、広報、被災者家族等への情報提供
銚子海上保安部	捜索、救助、救急、消火、防災関係機関との連絡調整、事故原因の調査・広報
沿岸消防機関	捜索、消火、救難、救助、救急、搬送
県警察本部	捜索、救難、救助、警戒線の設定
警察署	捜索、救難、救助、搬送路、物資輸送路の確保
町	避難指示等、他団体への応援要請、住民への広報
県	防災関係機関との連絡調整
医療機関	負傷者等の応急医療、救護等

第4 各種活動

実施機関：環境防災部、総務部、健康こども部、消防部、各部、県、県警察、銚子海上保安部、医療機関、防災関係機関

銚子海上保安部をはじめ防災関係機関は、連携・協力して応急対策を実施する。

1 捜索

防災関係機関が相互に密接に協力の上、それぞれ船舶・ヘリコプター等を活用して行うものとする。

2 消火

銚子海上保安部は、船舶等の火災が発生した場合「海上保安庁の機関と消防機関の業務協定の締結に関する覚書（昭和43年3月29日）」に基づき消防機関と連携し対処するものとする。

3 救助・救急

(1) 銚子海上保安部（海上保安庁法第5条）

海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変、その他救済を必要とする場合における援助を行う。

海上保安庁以外の者で海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船

舶交通に対する障害を除去するものの監督を行う。

(2) 町（災害対策基本法第62条、水難救護法第1条）

町は、遭難船舶を認知した場合には、銚子海上保安部及び警察署に連絡をするとともに、直ちに現場に臨み、救護活動を実施する。

(3) 警察署（水難救護法第4条）

警察官は、救護の事務に関し、町長を助け、町長が現場にいない場合は、町長に代わってその職務を実施する。

4 医療救護

医療機関（千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会）等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施す。また、町は応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図るものとする。

5 搬送

消防機関が中心となって応急措置後の負傷者を、医療機関に搬送する。

6 遺体の収容

原則として町が遺体一時保存所、検案場所を設置し、収容するものとする。死体の収容、埋葬に係る実施事項は、第2編「地震・津波編」の第2章第14節の第4「遺体の捜索処理等」の定めるところによる。

7 応援要請

防災関係機関は、相互に密接な協力の上実施する。

8 緊急輸送

防災関係機関は、相互に密接な協力の上実施する。

9 広報

防災関係機関は、相互に密接な協力の上実施する。

第5 応援体制

実施機関：環境防災部、消防部、各部、防災関係機関

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の応援事項は以下を目安として、臨機応変に対応する。

発災地以外の市町村、消防機関	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、自衛隊への派遣要請
総務省消防庁	応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人材及び物資の派遣及び調達
国土交通省（海上保安庁）	自衛隊への派遣要請
原因者以外の船舶事業者	人員及び物資の派遣及び調達
水難救済会、その他関係諸団体	人員及び物資の派遣及び調達

第5章 油等海上流出災害対策

第1節 基本方針

本町に面した海域において、油等の流出事故が発生した場合に、流出した油等の拡散防止と回収等を実施し、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るとともに、水産業、その他産業の被害の軽減を図り、環境汚染を最小限化し、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

第1 対象災害

この計画の対象となる災害は、船舶等の接触、衝突、乗揚げ、沈没等の事故による大量の油等（「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」という。）第3条でいう油及び有害液体物質）の流出を伴うものとする。

第2 町等の処理すべき事務及び業務の大綱

油等流出事故に関し、町等が処理すべき事務又は業務は、概ね次のとおりとする。

1 銚子海上保安部

- (1) 情報収集及び防災関係機関への通報、協力要請
- (2) 連絡調整本部の設置
- (3) 排出油等防除協議会の的確な運営
- (4) 事故の規模、態様の分析及び当該事故の影響並びにその結果の防災関係機関への連絡
- (5) 人の生命及び身体並びに財産の保護
- (6) 海防法に基づく事故原因者等に対する流出油の応急防除措置の指導又は命令
- (7) 流出油の応急防除措置の実施
- (8) 一般船舶等に対する事故状況の周知
- (9) 船舶の退去、航行制限等海上交通安全の確保
- (10) 火災発生時の消火活動等の実施及び防災関係機関への協力要請等
- (11) 油防除資機材の整備
- (12) 海上災害防止センターへの流出油の応急防除措置の指示
- (13) 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- (14) 治安の維持
- (15) 防災関係機関との協力体制の確立
- (16) 各省庁で把握している各種専門家等に関する情報の一元化及び要請に応じて、必要な専門家等に関する情報の提供

2 県

- (1) 的確な情報収集及び防災関係機関への通報
- (2) 事故の規模又は被害に応じた応急対策本部又は災害対策本部の設置
- (3) 関係排出油防除協議会との連絡調整
- (4) 国・近隣都縣市等防災関係機関・各種団体との連絡調整
- (5) 防災関係機関への協力要請及び連絡調整
- (6) 自衛隊法に基づく災害派遣要請
- (7) 市町村が行う漂着油の除去作業等の支援
- (8) 事故原因者等や海上保安機関の実施する流出油の防除活動への協力
- (9) 油防除資機材の整備
- (10) 河川管理者、海岸管理者、港湾（漁港）管理者としての油防除活動
- (11) 漁業者、漁業協同組合等に対する連絡調整、防除活動の指導及び支援
- (12) 回収油の一時保管場所及び処分先等の調査協力
- (13) 漁業資源、自然環境、観光業等への影響及び被害状況の把握
- (14) 野生生物及び史跡等の保護・保全
- (15) 漁業者等の復旧支援
- (16) 市町村、漁業者等の補償請求に係る助言等

3 町

- (1) 事故状況の実態の把握及び的確な情報の収集・通報
- (2) 防災関係機関及び住民への情報提供
- (3) 事故の規模又は被害の状況に応じた災害対策本部等の設置
- (4) 漂着油の除去作業等
- (5) 事故拡大防止のための消火その他消防活動
- (6) 事故原因者等や海上保安機関の実施する防除活動への協力
- (7) 警戒区域の設定及び立入制限、現場警戒並びに付近住民に対する避難の指示等
- (8) 県又は他の市町村等に対する応援要請
- (9) 漁業者、漁業協同組合等に対する指導、支援及び連絡調整
- (10) 油防除資機材の整備
- (11) 回収油の一時保管場所等の調査協力
- (12) 漁業者等の復旧支援

4 自衛隊

自衛隊への災害派遣を要請できる範囲は、原則として人命及び財産の保護のため必要であり、かつ緊急やむを得ないと認められるもので、他に実施する組織等がない場合となる。次に要請事項を示す。

- (1) 航空機等による流出油の情報収集
- (2) 油の拡散防止及び回収等の応急活動
- (3) 応援要員及び救援物資等の搬送

5 漁業協同組合等

- (1) 漁業被害の防止対策
- (2) 漁業被害の調査及び再生産対策の実施

6 海上災害防止センター

- (1) 海上保安庁長官等の指示に基づく排出油防除措置の実施
- (2) 船舶所有者等の委託契約に基づく排出油防除措置の実施
- (3) 船舶所有者等の利用に供するための排出油防除資機材の保有
- (4) 海上防災のための措置に関する訓練、研修の実施
- (5) 防災関係者への指導助言の実施

7 石油連盟

- (1) 大規模石油災害対応体制整備事業の普及啓蒙
- (2) 油防除資機材の貸出及び貸出時における資機材操作技術者の派遣のあっせん

第3 事故原因者等の責務

油等流出事故に係る第一義的な責任を有する油等を流出させたタンカー等船舶の所有者、船長、又は事故発生の原因となった責任者（以下「事故原因者等」という。）の主要な責務は、次のとおりである。

- 1 海上保安機関に対する事故状況の迅速かつ的確な通報及び協議
- 2 油等の性状・有害性等についての情報の迅速な提供
- 3 防災関係機関の設置する対策本部への責任者の派遣又は連携の確保
- 4 流出油等の拡散防止、回収、処理及び事故現場の復旧
- 5 被害者の損害等に対する補償

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、各課、県、国、銚子海上保安部、防災関係機関

第1 航行の安全確保

実施機関：銚子海上保安部

- 1 銚子海上保安部は、沿岸域における海上交通情報の提供等の体制整備に努める。
- 2 銚子海上保安部は、海事関係者等に対する海難防止・海上災害防止に係る講習会の開催や訪船指導等を行うことにより、海上災害防止思想の普及に努める。

第2 広域的な活動体制

実施機関：各課、県、国、防災関係機関

国、県及び町等の防災関係機関は、平時から各機関との連携を密にし、事故発生時に総合的かつ計画的な防災活動が円滑に行われるよう広域的な活動体制の確立に万全を期す。

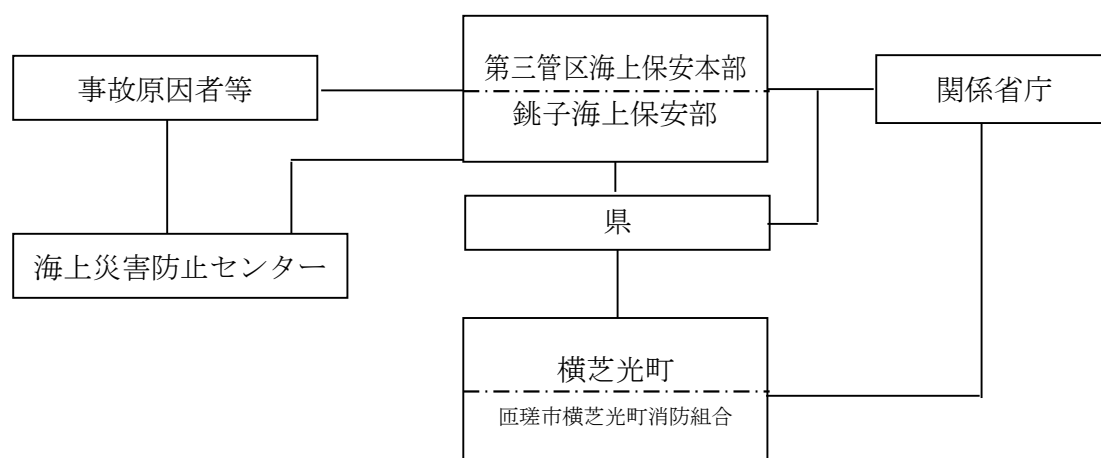
第3 災害応急対策への備え

実施機関：環境防災課、県、銚子海上保安部

油等流出事故が発生した場合における被害の軽減を図るため、防災関係機関及び関係団体並びに事故原因者等は災害応急対策への備えに万全を期す。

1 情報連絡体制の整備

県、町及び銚子海上保安部等の防災関係機関は、油等流出事故が発生した場合に、被害の拡大等を防止し、沿岸地域住民、沿岸施設及び船舶の安全確保を図るとともに、水産業、その他産業の被害を軽減するため、あらかじめ緊急時の情報収集連絡体制を確立する。



2 油防除作業体制の整備

県、町等は、県が策定した「油防除作業手順マニュアル」や「千葉県油等海上流出事故対応マニュアル」を活用し、地域に即した対応が迅速かつ的確にできるよう、体制整備に努める。

3 油防除資機材等の整備

町は、油防除資機材の整備を図るよう努める。

第4 訓練

実施機関：環境防災課、各課、防災関係機関

防災関係機関は、流出油防除体制の強化を図るため、油が著しく大量に排出された場合を想定して、流出油防除のための訓練を実施するとともに、油流出事故への対応を迅速かつ的確に実施できる人材を育成する。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、総務部、健康こども部、東陽病院部、消防部、各部、県、銚子海上保安部、海上災害防止センター、医療機関、防災関係機関

第1 防除方針

実施機関：防災関係機関

流出した油等は、海上で防除することに目標を置き、防除方針の決定に当たっては海上での回収を可能な限り実施し、海岸線への漂着を回避するよう努める。

また、防災関係機関においては、銚子海上保安部との連携を図りつつ、流出油等の性状及び有害性の有無について迅速な把握に努め、効率的な流出油等の拡散防止、回収及び処理を行う。

第2 情報連絡活動

実施機関：環境防災部、総務部、消防部、各部、県、銚子海上保安部

1 銚子海上保安部の活動

事故原因者等から事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

2 県の活動

(1) 銚子海上保安部からの事故の通報を受けた場合、その内容を防災関係機関に通報するとともに、随時経過等を伝達する。

(2) 早期に油等流出事故に係る被害の状況を把握するため、銚子海上保安部等防災関係機関及び航行船舶、民間企業、報道機関、住民等からの情報収集に努める。

また、必要に応じヘリコプター等からの画像伝送、事故現場からの、ちば衛星号の中継画像等の活用により、情報収集に努める。

3 町の活動

付近の海域において油流出事故が発生し、被害の発生、又はそのおそれがあるときは、海岸線のパトロールを実施し、速やかにその状況を銚子海上保安部及び県に報告する。

4 事故原因者等の活動

船舶等から大量の油等流出があったとき、又は流出のおそれがある場合には、速やかに最寄りの海上保安機関等防災関係機関に通報するとともに随時経過等を報告する。

第3 流出油の防除措置

実施機関：環境防災部、消防部、各部、県、銚子海上保安部、海上災害防止センター

1 銚子海上保安部

- (1) 船舶からの油流出事故情報を入手したときは、事故船舶の船長、所有者に対して、排出油の拡散防止、引き続き流出する油の流出防止等、油防除のために必要な応急措置を講じさせるとともに、巡視艇等を現場に急行させ、状況調査を行う。
- (2) 海防法に基づき、船舶等の所有者等に対し、防除措置を命じるとともに、必要に応じて、巡視艇等により流出油の回収等防除作業を実施する。
特に必要があると認められるときは、海防法第41条の2に基づき関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長、その他の執行機関に対し、排出された油等の除去等必要な措置を講じるよう要請することができる。
また、必要に応じ、排出油等防除協議会会員に対し事故発生情報を通報するとともに、海防法に基づき、海上災害防止センターに対する指示を行うことができる。
- (3) 油等流出事故が発生した場合、ガス検知を行い、状況に応じて火気使用の制限や禁止、あるいは航行制限や船舶の退去等、海上火災等二次災害防止のための措置を講じるとともに、海上火災が発生した場合には、警戒区域等を設定して更なる災害の発生防止に努め、消防機関等との協力の上、消火活動を実施する。

2 県

- (1) 事故の規模又は被害の状況に応じた応急対策本部又は災害対策本部を設置する。
- (2) 防除活動を迅速かつ的確に対応するため、マニュアル等を活用し、適切な応急措置を講じる。
- (3) 町の行う漂着油の除去作業等について資機材の提供や職員の派遣等により支援する。
- (4) 緊急輸送路を確保し、円滑な資機材搬送に資する。
- (5) 港湾管理者、漁港管理者、河川管理者及び海岸管理者としての防除作業を実施する。
- (6) 必要に応じ、「九都県市災害時相互応援に関する協定」、「油流出事故時における千葉県と特定事業所等との資機材等の相互応援協定」等に基づき、他都県、事業所等に協力を要請する。
- (7) 回収した油の処理施設に関する情報を提供し、適正な処分が行われるよう助言・指導する。
- (8) 救出救護、避難誘導、立入禁止区域内の警戒及び交通規制を実施する。

3 町

漂着油により海岸が汚染される、又はそのおそれがある場合は、事故原因者等の要請に基づき、その被害を防止するための除去作業等を実施するとともに、必要に応じ回収油の保管場所の確保に努める。

4 海上災害防止センター

事故原因者等の委託、又は海上保安庁長官の指示により、排出油の防除措置を行う。

5 事故原因者等

- (1) 油の排出を防止するためにガス抜きパイプの閉鎖、船体の傾斜調整等の措置を講じるほか、オイルフェンスを展張する等、対策を講じる。
- (2) 油回収船等による機械的回収、油吸着材等による物理的回収及びその他応急的・補助的回収を実施する。
- (3) 油処理剤を使用する場合は、漁業者等関係者と協議する。
- (4) 回収した油の適正な処理を行う。

第4 広域広聴活動

実施機関：総務部、防災関係機関

防災関係機関は、事故の規模、動向を検討し、効果的かつ迅速な広報広聴を行う。

- 1 新聞、ラジオ、テレビ及びCATV等報道機関に対し、広報を要請すること。
- 2 町防災行政無線等による広報の実施
- 3 インターネットの活用
- 4 住民等からの各種問い合わせに対する相談窓口の設置

第5 環境保全等に関する対策

実施機関：環境防災部、健康こども部、県

県及び町は、油等流出事故による地域住民の健康被害の防止及び軽減を図るとともに、環境の保全を図るものとする。

- 1 必要に応じて環境調査を実施するとともに、環境汚染に関する情報を国等防災関係機関へ通報する。
- 2 異臭等の発生により、住民の生命・身体に有害な影響が予測される場合は、住民からの健康相談に対応する。
- 3 海鳥、海生生物等に被害が発生した場合には、関係団体等の協力を得て、その保護に努める。

第6 油回収作業実施者の健康対策

実施機関：健康こども部、東陽病院部、県、医師会、医療機関

被災地における健康対策は、地元医師会等関係団体の協力を得て町が実施するが、県も必要に応じて協力・実施する。

第7 その他

実施機関：防災関係機関

1 補償対策

(1) タンカーによる油流出事故の場合

船舶油濁損害賠償保障法に基づき、直接被害を受けた漁業者及び観光業者等は被害に加え、損害を防止又は軽減するための措置に要した経費を請求することができる。国、地方公共団体等が行った同様の措置に要した経費についても、船舶所有者に損害賠償請求等ができる。

(2) タンカー以外の一般船舶からの油流出事故の場合

海防法第41条の2に基づき海上保安庁長官からの要請があった場合は、地方公共団体等が行った油防除に必要な措置に要した経費について、船舶所有者等に行政処分により請求する。

漁業者及び観光業者等は、直接受けた被害の損害賠償請求等ができる。

2 事後の監視等の実施

防災関係機関は、油等の回収等応急対策による措置が終了した後においても、必要に応じて、環境への影響の把握に努める。

第6章 航空機災害対策

第1節 基本方針

本計画は、成田国際空港及びその周辺（以下「成田国際空港消防相互応援協定」締結市町村の区域をいう。）並びにその他の地域において、航空機の炎上等により、多数の死傷者を伴う大規模な災害（以下「航空機災害」という。）が発生した場合、又は発生するおそれがある場合に、その拡大を防御し、被害の軽減を図るため、防災関係機関が実施する各種の応急対策及び平素から体制を整備するための予防計画を定める計画とする。

なお、海上遭難の場合は、「第4章 海上災害対策計画」に準ずる。

第1 防災関係機関の対応

発災時には災害原因者である航空事業者、成田空港事務所、成田国際空港株式会社、県、関係市町村等の防災関係機関が相互に協力して総合的な対応を図ることとなる。

〈資料編 防災関係機関一覧〉

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、健康こども課、東陽病院、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、医療機関、防災関係機関

第1 情報の収集・連絡体制の整備

実施機関：環境防災課、防災関係機関

防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間において、情報の収集、連絡体制を整備する。

第2 協力・応援体制の整備

実施機関：環境防災課、防災関係機関

防災関係機関は、相互の協力、応援体制の整備及び情報伝達手段の整備拡充に努める。

第3 消火救難、救助・救急及び医療活動に係る資機材等の整備及び備蓄

実施機関：環境防災課、健康こども課、東陽病院、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、医療機関、防災関係機関

防災関係機関は、発災時における各々の業務に必要な資機材等の整備及び備蓄に努める。

第4 防災訓練

実施機関：環境防災課、各課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、防災関係機関

防災関係機関は、航空機災害対応の習熟を図るため、防災訓練の推進に努めるものとする。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、健康こども部、東陽病院部、消防部、各部、県、県警察、国（国土交通省）、成田空港事務所、成田国際空港株式会社、医療機関、防災関係機関

航空機災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に防災関係機関は早期に初動体制を確立してその拡大を防御し、被害の軽減を図る。

第1 応急活動体制

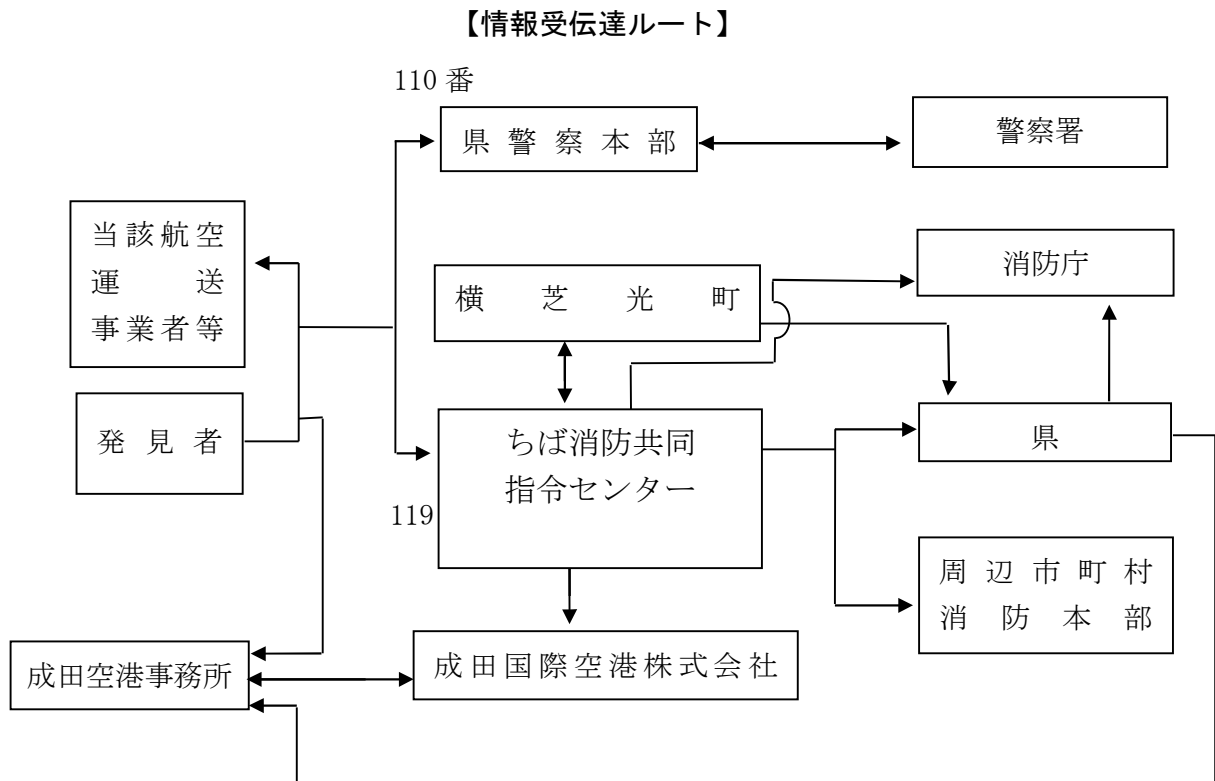
実施機関：環境防災部、各部

- 1 町は、状況に応じ、町長が必要と認めたとき、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 2 町は、防災関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

第2 情報の収集

実施機関：環境防災部、総務部、消防部、県、防災関係機関

初動体制を早期に確立するため、防災関係機関は下記のルートにより情報の受伝達を緊密に行う。



第3 応急対策

実施機関：環境防災部、総務部、健康こども部、東陽病院部、消防部、各部、県警察、国（国土交通省）、成田空港事務所、成田国際空港株式会社、医療機関、防災関係機関

防災関係機関は、航空機事故が発生した際、次の対応をとる。
成田空港事務所及び成田国際空港株式会社は、防災関係機関の連絡調整を行う。

1 捜索救難活動

国土交通省が中心となって実施する。防衛省、警察庁、消防庁及び海上保安庁がこれに協力する。

2 消防活動

(1) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

- ア 実施機関
成田国際空港株式会社、災害地市町村、災害地市町村消防機関
- イ 協力機関
成田国際空港周辺の市町村消防機関、県警察

(2) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

- ア 実施機関
災害地市町村、災害地市町村消防機関
- イ 協力機関
周辺の市町村消防機関、成田国際空港株式会社、県警察

(3) その他の地域で災害が発生した場合

- ア 実施機関
災害地市町村、災害地市町村消防機関
- イ 協力機関
近隣市町村消防機関、県警察

(4) 実施内容

- ア 航空機災害に係る火災が発生した場合、それぞれの実施機関は、化学消防車、化学消火薬剤等による消防活動を重点的に実施する。
- イ 航空機災害に係る火災が発生した場合、町長及び当該消防機関の職員は、必要に応じて地域住民及び旅客の生命、身体の安全を図るとともに、消防活動の円滑化を期するため、警戒区域を設定する。
- ウ 災害の規模等が大きく、災害地市町村消防機関限りでは対処できないと思われる場合は、周辺の市町村消防機関等に応援を求める。

3 救出救護活動

(1) 成田国際空港区域内で災害が発生した場合

ア 実施機関

成田国際空港株式会社、当該航空運送事業者、災害地市町村、災害地市町村消防機関、県警察、千葉県

イ 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、成田国際空港周辺の市町村消防機関

(2) 成田国際空港区域の周辺で災害が発生した場合

ア 実施機関

当該航空運送事業者、災害地市町村、災害地市町村消防機関、県警察、千葉県

イ 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、災害地の近隣市町村消防機関、成田国際空港株式会社

(3) その他の地域で災害が発生した場合

ア 実施機関

当該航空運送事業者、災害地市町村、災害地市町村消防機関、県警察、千葉県

イ 協力機関

日本赤十字社千葉県支部、千葉県医師会、千葉県歯科医師会、千葉県薬剤師会、千葉県看護協会、千葉県接骨師会、国立病院機構、災害拠点病院、地元医師会、地元歯科医師会、地元薬剤師会、公立病院、災害地の近隣市町村消防機関

(4) 実施内容

航空機の乗客及び被災地域住民等の救出、救護、収容等を行う場合は、次により実施する。

ア 救出班の派遣

実施機関は、乗客、地域住民等の救出のため、救出班を派遣し、担架等救出に必要な資機材を投入し、迅速に救出活動を実施する。

イ 救護班の派遣

負傷者の救護は、県医師会、県歯科医師会、日本赤十字社千葉県支部等の協力機関が編成する救護班の派遣を受けて、応急措置を施した後に、あらかじめ指定された医療機関に搬送する。

ウ 救護所の開設

重軽傷者の救護は、原則として災害地市町村に応急仮設救護所を開設し、迅速な処置を図る。

4 救急、搬送

消防機関が中心となって、応急措置後の負傷者をあらかじめ指定された医療機関に搬送する。

5 遺体の収容

原則として災害地市町村が、遺体の一時保存所、検案場所を設置し収容する。

遺体の収容、埋葬に係る実施事項は、第2編「地震・津波編」の第2章第14節の第4「遺体の捜索処理等」の定めるところによる。

6 交通規制

警察署は、成田国際空港に通じる道路及び成田国際空港周辺道路、又は被災地周辺道路について必要な交通規制を行う。また、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。

7 広報

(1) 実施機関

成田空港事務所、成田国際空港株式会社、当該航空運送事業者、災害地市町村及び県警察等が実施する。

(2) 実施内容

災害応急対策実施の理解を求めめるため、報道機関を通じ、又は広報車の利用及び広報板の掲示等により、地元住民、旅客、送迎者及び地域住民等に対して次のとおり広報を行う。

ア 町及び防災関係機関の実施する応急対策の概要、並びに航空輸送復旧の見通し

イ 避難の指示及び避難先の指示

ウ 地域住民等への協力依頼

エ その他必要な事項

8 防疫及び清掃

防疫については、遭難機が国際線である場合には、成田国際空港検疫所等と密接な連携を図りつつ、第2編「地震・津波編」の第2章第14節の第3「防疫」の定めるところにより、的確に応急対策を講ずることとし、事故現場の清掃については、第2編「地震・津波編」の第2章第14節の第6「清掃及び障害物の除去」の定めるところにより、応急対策を講ずることとする。

第4 応援体制

実施機関：環境防災部、防災関係機関

発災地に早急に必要人員及び物資を調達するため、防災関係機関は相互に協力し、応援体制を整える。各機関の主な応援事項は以下として、臨機応変に対応することとする。

当該航空運送事業者等	人員及び物資の派遣及び調達
発災地以外の市町村、 消防機関、県警察	人員及び物資の派遣及び調達
県	人員の派遣、物資の調達、他都道府県への応援要請、応援市町村間の調整、応援都道府県間の調整
発災地以外の医療機関	人員及び物資の派遣及び調達
成田空港事務所	必要な場合の自衛隊への災害派遣要請
原因者以外の航空事業者	人員及び物資の派遣及び調達
成田国際空港株式会社	人員及び物資の派遣及び調達

第7章 鉄道災害対策

第1節 基本方針

本計画は、鉄軌道における列車の衝突等による多数の死傷者等の発生といった、鉄道災害に対する対策について定める計画とする。

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、都市建設課、県、国、東日本旅客鉄道株式会社、防災関係機関

第1 事業者による予防対策

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社

東日本旅客鉄道株式会社は、鉄道事業法等により充足すべき技術基準が定められており、車両や施設等に関連する輸送の安全確保については、当該基準により整備、改良及び保全を行う。

第2 行政等による予防対策

実施機関：環境防災課、都市建設課、県、国、東日本旅客鉄道株式会社、防災関係機関

- 1 国、防災関係機関、県、町及び東日本旅客鉄道株式会社は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 国、県及び町は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、住民生活への支障や地域の孤立の防止等のため、関連公共事業等の実施において努力する。
- 3 国、県、町、道路管理者及び東日本旅客鉄道株式会社は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等、踏切道の改良に努める。

第3節 応急・復旧計画

実施機関：環境防災部、総務部、企画空港部、税務部、住民部、福祉部、健康こども部、東陽病院部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察、国、東日本旅客鉄道株式会社

第1 行政等による応急活動体制

実施機関：環境防災部、各部、県

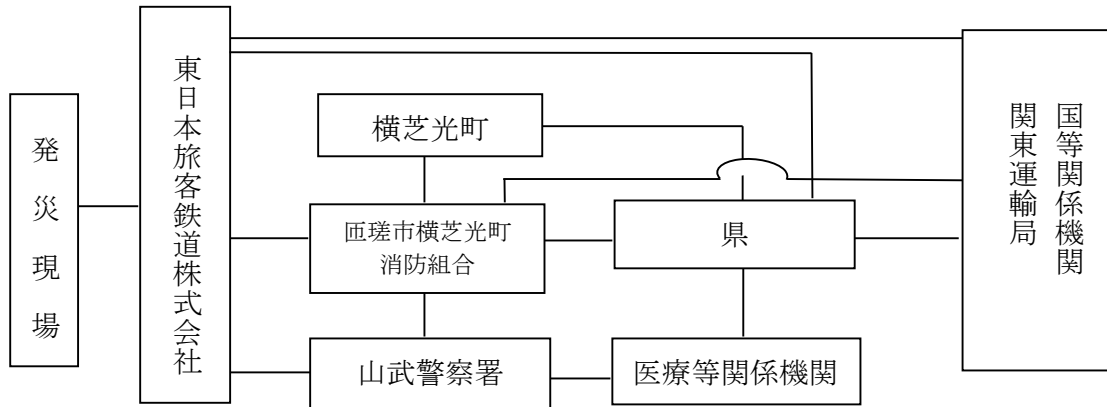
県及び町は、発災後速やかに、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等、必要な体制をとる。

第2 情報収集・伝達体制

実施機関：環境防災部、企画空港部、防災関係機関

1 鉄道事故情報等の連絡

鉄道事故災害発生時の情報収集及び伝達体制は、次のとおりである。



2 防災関係機関連絡先

関東運輸局 担当課	防災無線電話	防災無線 F A X	N T T 電話	N T T F A X
総務部 安全防災・危機 管理課	—	—	045-211-7269	045-681-3328

※ 鉄軌道事業者の大規模事故災害時の連絡先は関東運輸局鉄道部安全対策課。
 (N T T 電話 : 045-211-7240)

	防災担当課	県防災無線 電話	県防災無線 F A X	N T T 電話	N T T F A X
東日本旅客鉄道 株式会社 千葉支社	運輸部指令	640-721	640-722	043-254-3258	043-254-3285
横芝駅				0479-82-0052	0479-82-0052 (切替式)

第3 相互協力・派遣要請計画

実施機関：環境防災部、県、東日本旅客鉄道株式会社

- 1 東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし、被災していない関係鉄軌道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。
- 2 県及び町等は、被害の規模に応じて、他の地方公共団体に応援を要請する。
- 3 県は、自衛隊の派遣要請の必要性を鉄道事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請する。また、町は、応急措置を実施するため、必要があると認めるときは、県に対し自衛隊の派遣要請をするよう求める。

第4 消防活動

実施機関：消防部、東日本旅客鉄道株式会社

- 1 東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に協力を要請する。
- 2 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、火災発生の際には迅速に消火活動を行う。

第5 救助・救急計画

実施機関：健康こども部、東陽病院部、消防部、県、国、東日本旅客鉄道株式会社、医療機関

- 1 東日本旅客鉄道株式会社は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。
- 2 国、県及び町は、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急活動のための資機材等を確保し効率的な救助・救急活動を行う。
- 3 医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、相互に緊密な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求める。

第6 交通規制

実施機関：県警察

県警察は、現場の警察官、防災関係機関等からの情報により交通状況を迅速に把握し、緊急交通路の確保を図る等、的確な交通規制を行う。

第7 避難計画

実施機関：環境防災部、総務部、税務部、住民部、福祉部、教育部、社会文化部、消防部、各部、県、県警察

- 1 町及び県警察等は、人命の安全を第一に必要なに応じて適切な避難誘導を行う。
- 2 避難誘導に当たっては、避難場所、避難路、災害危険箇所等の所在並びに災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
- 3 町は、必要に応じて、避難場所を開設する。

第8 東日本旅客鉄道株式会社による応急・復旧対策

実施機関：東日本旅客鉄道株式会社

1 応急・復旧対策

旅客車走行中に事故災害が発生した場合は、関係乗務員は、冷静に状況を判断し、「千葉支社運転事故応急復旧処理手続き」に定めるところにより、旅客への災害概況の周知及び乗車中の社員への協力要請、避難誘導及び災害情報の伝達等の適切な措置をとる。

(1) 災害対策本部の設置

災害の発生により輸送に著しい支障を生じる場合は、支社内に災害対策本部、災害現場に災害復旧本部を設置し、対策要員を有機的に指揮して早期復旧を図る。

(2) 自衛消防隊

自衛消防隊は、公設消防隊が到着するまで、駅区長の指揮により消火器、乾燥土砂等により初期消火作業を行う。

(3) 救護

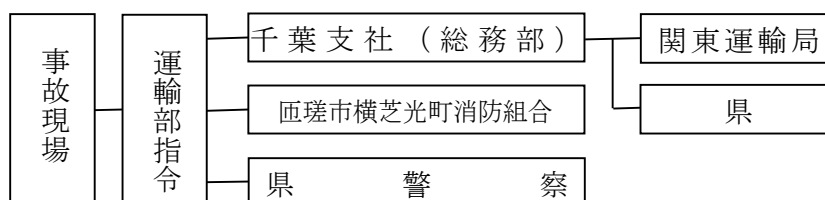
千葉鉄道健診センター所長は、救護の処置を適切かつ迅速に実施するため、「千葉支社安全衛生管理取扱規程」の定めるところにより救護班を設置し、出動要請に備える。

2 情報連絡体制

(1) 鉄道事故情報等の連絡

大規模な鉄道事故が発生した場合、速やかに関東運輸局、県警察及び各市町村の消防機関に連絡する。

【鉄道の事故発生時の連絡系統図】



第8章 道路災害対策

第1節 基本方針

多数の死傷者等が出る道路災害の発生を未然に防止し、災害が発生したとき、早期に初動体制を確立して被害の軽減を図るため、迅速かつ適切に活動するための計画とする。

なお、この計画の対象となる災害は次のとおりである。

- 1 斜面及び擁壁の崩落並びに落石
- 2 橋梁の落下等の道路構造物の被災
- 3 危険物を積載する車両の事故等による危険物等の流出等

第2節 予防計画

実施機関：環境防災課、都市建設課、産業課、県、国（国土交通省）、千葉県道路公社、事業者

第1 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

実施機関：環境防災課、都市建設課、産業課、県、国（国土交通省）、千葉県道路公社

道路構造物の被災を未然に防止するため、平時において次の措置を講ずる。

1 危険箇所の把握・改修

道路管理者等は、災害の発生するおそれのある危険箇所を把握し改修する。また、道路構造物の異常を早期に覚知するために、平時においても道路構造物の点検を行う。

各機関の実施する業務の詳細は、以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
危険箇所の改修	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとよりすべての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。
	県	市町村道の計画、建設及び改良に当たり、道路構造物の被災の防止に係る技術指導を行う。 土砂及び高潮災害による道路構造物の被災を防止するため、主要な道路施設が集中している地域の土砂災害対策等を重点的に実施する。
	町	土砂災害による道路施設の被災を防止するため、土砂災害対策等を実施する。
危険箇所の把握	道路管理者	管理する道路について、老朽施設、耐震対策を要する施設、豪雨・地震等の異常気象時における路肩の欠壊及び法面崩壊による危険箇所及び落石等危険箇所等道路災害に係る危険箇所を調査し、把握しておく。 危険箇所はもとよりすべての道路構造物を保全し、通行の安全を確保するため道路パトロールを常時実施するとともに、異常気象時には緊急パトロールを実施し監視体制の強化を図る。 また、災害の発生するおそれのある道路区間を、異常気象時通行規制区間及び特殊通行規制区間として事前に設定し、交通関係者並びに地域住民に広報する。

※ 道路管理者：国土交通省、千葉県、市町村、東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、千葉県道路公社等をいい、機関によっては実施内容のすべてを行うわけではない。（以下本節内において同じ。）

2 資機材の保有

道路管理者は、被災した施設の早期の復旧を図るため、平時から応急復旧資機材を保有しておくものとする。

第2 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出への対処

実施機関：事業者

1 危険物等の名称及び事故の際講ずべき措置を記載した書面の携帯

輸送事業者は、危険物等の流出による被害の拡大を防止するため、法令の定めるところにより、防除資機材を携帯するとともに、消防活動等による防除活動が適切に行われるよう、伝達すべき輸送危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を記載した書面を携帯する。

第3節 応急対策計画

実施機関：環境防災部、都市建設部、産業部、健康こども部、東陽病院部、消防部、各部、
県、県警察、国、医療機関、防災関係機関、事業者

第1 応急活動体制

実施機関：環境防災部、各部

- 1 町は、状況に応じ、町長が必要と認めたとき、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。
- 2 町は、防災関係機関との間において緊密な連携の確保に努める。

第2 道路構造物の被災による多数の死傷者の発生への対処

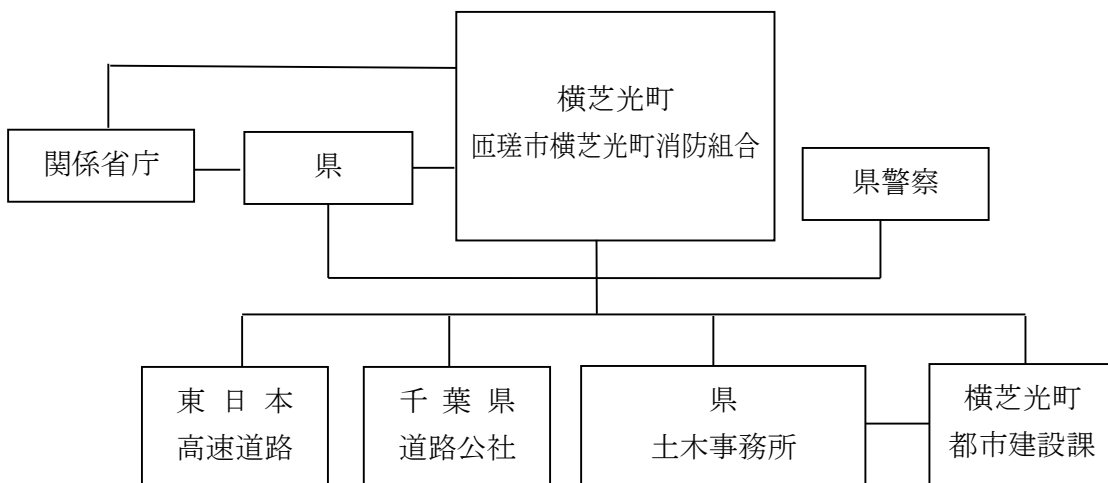
実施機関：環境防災部、都市建設部、産業部、健康こども部、東陽病院部、消防部、県、県警察、国、医療機関

1 情報の収集・伝達

(1) 防災関係機関への情報連絡

道路管理者は、道路災害によって多数の死傷者が発生したときは、県警察、消防機関へ通報するとともに、被害の拡大を防止し被害の軽減を図るため、広域的な応急対策を実施する県へ報告する。

(2) 情報連絡系統



2 応急活動

(1) 活動体制

道路災害の発生に伴う人命の救助及び被害の拡大防止等に必要な下記の応急活動を速やかに実施するため、道路管理者は必要な体制を整える。また、県及び町は必要に応じ、災害対策本部等の体制を敷く。

(2) 応急活動

各機関の実施する業務の詳細は、以下のとおりである。

実施項目	実施者	実施内容
警戒活動	道路管理者及び県警察	道路構造物の被災による人的な被害を未然に阻止するため、道路災害の発生のおそれがあると認められるときは、道路の交通規制を行う。 また、交通規制を実施したときは、その旨を交通関係者並びに地域住民に広報する。
応急活動	道路管理者	二次災害を防止し、救出救助活動が円滑に実施できるよう、必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、崩落土砂等障害物の除去及び被災道路構造物の構造図の提示等救出救助活動へ協力する。 また、障害物の除去、仮設道路の建設等の応急復旧等を行い早期の道路交通の確保を行う。復旧に際しては被災原因を究明し再発防止策を策定するとともに、他の道路施設の点検を実施する。
	県	市町村の行う救出救助活動では人命の救助及び被害の拡大防止が十分に図られないおそれがあると認めたときは、災害救助法に基づく救助、負傷者の収容先医療機関の調整、崩落土砂等障害物除去に不足する資機材の調達等を行う。 県警察は、二次災害を防止し、救出救助活動が円満に実施できるよう必要な災害地周辺道路の交通規制を行うとともに、道路管理者及び消防機関等と協力して被災者等の救出救助活動を行う。
	町	消防活動による被災者の救出救助、医療機関への救急搬送を実施するほか、被害の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。 災害の規模が大きく災害地の消防機関及び町では十分な応急対策を実施できないときは、周辺の消防機関及び市町村に応援を求める。また、県に対し災害救助法の適用要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

第3 危険物等を積載する車両の事故等による危険物等の流出に対処するための計画

実施機関：環境防災部、総務部、都市建設部、産業部、消防部、各部、県警察、
防災関係機関、事業者

1 応急対策計画

(1) 情報連絡

輸送事業者は、防除活動が適切に行われるよう、消防活動機関に対し、流出危険物等の名称及び事故の際、講ずべき措置を伝達する。

(2) 流出危険物等の拡散防止及び除去

輸送事業者及び道路管理者等は、防除活動を実施する。

(3) 交通規制

道路管理者及び県警察は、被害の拡大を防止するため、道路の交通を規制する。

(4) 避難

町及び警察署は、流出した危険物等の性質、量及び気象条件等を勘案し、被害拡大を防止するため、地域住民等に対し、避難指示及び立入禁止区域の設定等の措置を講ずる。

(5) 広報

町及び防災関係機関は、地域住民等の民心の安定のため、流出危険物等に係る安心情報又は被害拡大を防止するための避難指示等を踏まえた警戒情報を広報する。

第9章 放射性物質事故対策

第1節 基本方針

本町及び千葉県には原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所は存在しないが、県内に、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素使用施設のほか、核燃料物質を使用している事業所が10か所存在している。

また、本町は、「原子力災害対策指針（平成25年6月5日全部改正）」における「予防的防護措置を準備する区域（PAZ:Precautionary Action Zone）」（原子力施設から概ね半径5km）及び、「緊急時防護措置を準備する区域（UPZ:Urgent Protective Action Planning Zone）」（原子力施設から概ね30km）には該当しない。

さらに、核原料物質、核燃料物質、若しくはこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）又は放射性同位元素、若しくはこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、県及び県内市町村は、核燃料物質等又は放射性同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。

しかし、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、千葉県では、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限等、県民の生活、社会経済活動等に様々な影響が及んだ。さらに、県内で局所的に放射線量の高い箇所が確認され、土壌等の除染等の措置が必要となったほか、汚染された廃棄物の処分方法等の問題が生じた。横芝光町では、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限等は行われず、また、放射線量の高い箇所も確認されていないが、事故発生以降、町内の公園や集会所等を対象に空間放射線量の測定を行っている。

これらを受け、また放射性物質の拡散を伴う事故による影響の甚大性にかんがみ、本章に、放射性物質を取扱う事業所等及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。

なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応等については別途定める「放射性物質事故対応マニュアル」（千葉県）によることとする。

※核原料物質：原子力基本法（昭和30年12月19日法律第186号）第3条第3号に規定する核原料物質をいう。

※核燃料物質：原子力基本法第3条第2号に規定する核燃料物質をいう。

※放射性同位元素：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年6月10日法律第167号）第2条第2項に規定する放射性同位元素をいう。

※原子力事業所：原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。

※核燃料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第52条の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所をいう。

※核原料物質使用事業所：核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第57条の8の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※放射性同位元素等使用事業所：放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第3条第1項の規定により使用の許可を受けている工場又は事業所、同法第3条の2第1項の規定により使用の届出をしている工場又は事業所をいう。

※放射性物質取扱事業所：原災法に規定される原子力事業所をはじめ、放射性物質を取り扱う事業所全般をいう。

第2節 放射性物質事故の想定

第1 核燃料物質使用事業所における事故の想定

本町には核燃料物質使用事業所は存在しない。また、県内の放射性物質取扱事業所においては、そこで取り扱っている核燃料物質の種類及び量から、これらの事業所において、大量の放射線が放出される事故の可能性はない。このため、県内の放射性物質取扱事業所に限らず、地震、津波、火災等の自然災害等に起因する事故を想定する。

第2 核燃料物質の輸送中における事故の想定

核燃料物質の運搬については、そのルートや時期等が非公開であるが、千葉県は原子力施設が多数所在する茨城県に隣接していること等から、核燃料物質が県内を通過する可能性は大きい。

このため、本計画においては、陸上輸送中の車両接触事故等により格納容器が破損し、放射性物質が放出される等の状況を想定する。

第3 他県事故に伴う本町への影響想定

原災法の対象事業所は、神奈川県に2施設、茨城県に11施設が所在している。

東日本大震災における福島第一原子力発電所事故では、千葉県においても放出された放射性物質の影響を受けたことから、他県に立地している原災法に規定される原子力事業所について、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

第4 原子力艦の事故の想定

原子力艦の東京湾における事故については、その保有する核燃料種類や量等が不明確であるが、県外の原子力事業所の事故と同様に、地震、津波、火災、人為的ミス等による事故等を想定する。

第3節 放射性物質事故予防対策

実施機関：環境防災課、総務課、各課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県、核燃料物質
使用事業所、放射性同位元素使用施設管理者

第1 放射性物質取扱施設の把握

実施機関：環境防災課、県

県及び町は、放射性物質に係る防災対策を迅速かつ的確に行うため、放射性物質取扱施設の所在地、及び取扱物質の種類等の把握に努める。

第2 情報の収集・連絡体制の整備

実施機関：環境防災課、県

県及び町は、国、関係市町村、県警察、消防機関、放射性物質取扱事業者等の防災関係機関との間における情報の収集・連絡体制を整備するものとする。その際、夜間、休日等においても対応できる体制とする。

第3 通信手段の確保

実施機関：環境防災課、県

県及び町は、放射性物質の拡散を伴う事故発生時における緊急情報連絡を確保するため、防災行政無線等の通信システムの整備・拡充及び相互接続による連携の確保を図る。

また、電気通信事業者は、県、町等の防災関係機関の通信確保を優先的に行う。

第4 応急活動体制の整備

実施機関：環境防災課、各課、消防団、匝瑳市横芝光町消防組合、県、核燃料物質使用事業所

1 職員の活動体制

町は、職員の非常参集体制を整備するとともに、必要に応じ災害対策本部、又は応急対策本部を設置できるよう整備を行う。

また、活動手順や資機材・装備の使用方法等の習熟、防災関係機関との連携等について訓練を実施し、職員への周知徹底を図る。

2 防災関係機関の連携体制

県及び町は、応急活動の迅速かつ円滑な実施のため、あらかじめ防災関係機関との連携を強化する。また事故の状況によっては、消火活動等において放射線に関する専門的な知識を必要とする場合もあるため、必要に応じて専門家の助言が得られるよう、防災関係機関との連携を図る。

3 広域応援体制の整備

放射性物質の拡散を伴う事故が発生した場合は、応急対策、救急医療等の活動に際し、広域的な応援が必要となる場合がある。このため、町は、他市町村との応援協定等により、広域応援体制を整備、充実するよう努める。

4 放射線防護資機材等の整備

県、町、県警察、消防機関及び核燃料物質使用事業所の事業者は、核燃料物質による汚染をとまなう事故の応急対策に従事する者が必要とする防護服や防塵マスク等の防護資機材、また、放射線測定器等の整備に努める。また、核燃料物質による汚染の拡大防止と除染のための資機材、及び体制の整備に努める。

第5 放射線モニタリング体制の整備

実施機関：環境防災課

1 平時における環境放射線モニタリングの実施

町は、町内の集会所や学校等において環境放射線モニタリングを実施し、平時の空間放射線量率のデータを収集し、緊急時における対策の基礎データとする。また、測定データについては、ホームページ等で情報を公開する。

2 放射線測定器等の整備

町は、平時、又は緊急時における町内の環境に対する放射性物質、放射線による被害が発生若しくは発生するおそれがある場合に備え、放射線測定器、検出器等を整備するとともに機器の取扱い及び計測等技術の習熟に努める。

第6 広報活動体制の整備

実施機関：環境防災課、総務課

町は、放射性物質の拡散を伴う事故発生時に、教育施設及び社会福祉施設等への連絡体制を確立するとともに、住民からの問合せ窓口の設置や町ホームページ等を通じ、住民に迅速かつ円滑に情報が伝達できるよう、平時から広報活動体制を整備する。

第7 防災教育・防災訓練の実施

実施機関：環境防災課、各課、県

1 防災関係者の教育

県及び町は、応急対策活動の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係職員に対し、放射性物質の拡散を伴う事故に関する教育を実施する。

2 住民に対する知識の普及

県及び町は、放射性物質の拡散を伴う事故の特殊性を考慮し、住民に対して平時から放射性物質の拡散を伴う事故に関する知識の普及を図る。

3 訓練の実施

県及び町は、専門家等を活用し、放射性物質の拡散を伴う事故を想定した訓練を実施する。

第8 放射性同位元素使用施設に係る事故予防対策

実施機関：放射性同位元素使用施設管理者

放射性同位元素使用施設の管理者は、何らかの要因により、放射性同位元素の漏洩等により放射線障害の発生やそのおそれが生じた場合、円滑かつ迅速な対応を行うため、あらかじめ消防機関、県警察、町、県、国に対する通報連絡体制の整備に努める。

第9 退避誘導體制の整備

実施機関：環境防災部、消防部

町は、県内外の放射性物質の拡散を伴う事故発生時に、適切な退避誘導が図れるよう、平時から地域住民及び自主防災組織の協力を得て退避誘導體制の整備に努める。

また、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦その他の要配慮者及び一時滞在者を適切に退避誘導し安否確認を行うため、平時より、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、退避誘導體制の整備に努める。

なお、放射線の影響を受けやすい乳幼児等については十分配慮するものとする。

第4節 放射性物質事故応急対策

実施機関：環境防災部、総務部、産業部、健康こども部、消防部、各部、県、山武郡市広域水道企業団、八匠水道企業団、九十九里地域水道企業団、放射性物質取扱事業所、原子力事業所、原子力防災管理者

第1 情報の収集・連絡

実施機関：環境防災部、総務部、県、放射性物質取扱事業所、原子力防災管理者

1 県内の放射性物質取扱事業所における事故に係る情報の収集・連絡

放射性物質取扱事業所の事業者は、何らかの要因により、周辺環境に影響を及ぼす放射性物質の漏洩等の事故が発生した場合、又は、周辺環境に影響を及ぼすおそれのある場合には速やかに以下の事項について、県、所在市町村、県警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

- (1) 事故発生の時刻
- (2) 事故発生の場所及び施設
- (3) 事故の状況
- (4) 放射性物質の放出に関する情報
- (5) 予想される被害の範囲及び程度等
- (6) その他必要と認める事項

県は、放射性物質取扱事業者等から受けた情報を直ちに火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）に基づき総務省消防庁、文部科学省、必要に応じ、経済産業省、国土交通省等に連絡するとともに、所在市町村等防災関係機関と対応策を協議する。また、独立行政法人放射線医学総合研究所に対し、必要に応じ、放射線モニタリング等活動及び緊急時被ばく医療について、協力要請を行う。

町は、事故に関する情報を受けた場合、必要に応じて、防災関係機関に対し情報を伝達する。

2 県内の放射性物質の事業所外運搬中の事故に係る情報の収集・連絡

原災法に規定される原子力防災管理者は、県内における核燃料物質の運搬中の事故による特定事象（原災法第10条第1項の規定により通報すべき事象）発見後又は発見の通報を受けた場合は、直ちに県、事故発生場所を管轄する市町村、県警察、消防機関及び国の関係機関に通報する。

県は火災・災害等即報要領や原災法に基づき、事故情報等を総務省消防庁に報告し、併せて、原災法第7条に規定する関係周辺市町村長にその旨を通報する。

町は、町内における事故の通報を受けた場合、又は町外であっても町に被害が及ぶと判断された場合、直ちに防災関係機関に伝達する。

3 県外の原子力事業所及び原子力艦事故に係る情報の収集・連絡

原災法第15条の規定による原子力緊急事態宣言が内閣総理大臣から発出された場合、又は、「原子力艦の原子力災害対策マニュアル（平成16年8月25日中央防災会議主事会議申合せ）」に基づく原子力艦緊急事態が国から発表された場合、県は、国や事故の所在都道府県等から情報収集を迅速に行う。

また町は、事故に関し、県及び防災関係機関からの情報収集に努める。

4 未確認の放射性物質が発見された場合の連絡

未確認の放射性物質が発見された場合は、発見者は文部科学省に速やかに通報する。

第2 事業者による応急対策活動の実施

実施機関：放射性物質取扱事業所、原子力事業所

1 放射性物質取扱事業所における事故への応急対策活動

放射性物質取扱事業所の事業者は、汚染の広がり防止及び汚染の除去等、放射線障害を防止するために直ちに必要な措置を講ずる。

2 放射性物質の事業所外運搬での応急対策活動

原子力事業所の事業者又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速により行うことにより、原子力災害の発生の防止を図る。さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員の派遣及び資機材の提供に係る要請を行う。また、上記以外の事業者、又は当該事業者から放射性物質の運搬を委託された者は、上記に準じて必要な対策を行う。

第3 緊急時のモニタリング活動の実施

実施機関：環境防災部、県

県は、必要に応じて、関係部局による放射線モニタリング等連絡会議を開催し、国や独立行政法人放射線医学総合研究所等の専門家の指導又は助言を得て、以下の実施項目及びその他必要な対策について検討を行い、緊急時のモニタリング活動を行う等、放射性物質による環境への影響について把握する。

町は、必要に応じて、公園・集会所等において空間放射線量の測定を行う。

【緊急時における放射線モニタリング等活動の実施項目】

- 1 大気汚染調査
- 2 水質調査
- 3 土壌調査
- 4 農林水産物への影響調査
- 5 食物の流通状況調査
- 6 市場流通食品検査
- 7 肥料・土壌改良資材・培土及び飼料調査
- 8 工業製品調査
- 9 廃棄物調査

(注) その他、施設等の管理者は、必要に応じて、大気汚染調査、水質調査及び土壌調査を実施する。

第4 応急活動体制

実施機関：環境防災部、各部、県

1 町の応急活動体制

町は、状況に応じ、町長が必要と認めるとき、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び災害対策本部の設置等必要な体制をとる。

2 応急対策活動情報の連絡

事業者は、県、町及び国に対し、応急対策の活動状況等を連絡する。

町は、県に応急対策の活動状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。また、県は、自ら実施する応急対策の活動状況等を町に連絡するとともに、国に応急対策の活動状況等を随時連絡する。

第5 情報の分析・整理

実施機関：環境防災部

町は、収集した情報を的確に分析・評価するため、必要に応じて専門家の派遣要請ができるよう、県及び防災関係機関との連携を図る。

第6 緊急時被ばく医療対策

実施機関：県

県は、必要に応じ、国、独立行政法人放射線医学総合研究所等の協力を得て緊急時被ばく医療対策を行う。

第7 広報相談活動

実施機関：環境防災部

町は、放射性物質の拡散を伴う事故が発生した場合、モニタリング結果や、町及び防災関係機関の応急対策活動等の情報を迅速かつ的確に広報するとともに、必要に応じ住民等からの問い合わせに係る窓口を設置し、広報相談活動を行う。

- 1 情報の伝達は、防災行政無線、広報車、町ホームページ等により行う。
- 2 住民等（外国人を含む）からの問い合わせ、相談、要望、苦情等に対応するため、必要に応じ、健康相談に関する窓口や総合窓口を開設する。

第8 飲料水及び飲食物の摂取制限等

実施機関：環境防災部、産業部、健康こども部、県、山武郡市広域水道企業団、八匜水道企業団、九十九里地域水道企業団

県、町等は、住民の内部被ばくに対処するため、国の指示、指導又は助言に基づき、放射性物質により汚染される、若しくは汚染のおそれのある飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限、また法令に基づき食品の廃棄・回収等の必要な措置を行う。

【参考 食品衛生法に基づく放射性セシウムの基準】

対象	放射性セシウム（セシウム 134 及びセシウム 137）
飲料水	10 ベクレル/キログラム
牛乳	50 ベクレル/キログラム
乳児用食品	50 ベクレル/キログラム
一般食品	100 ベクレル/キログラム

第9 避難対策

実施機関：環境防災部、各部、県

町は、放射性物質の拡散に伴う放射線被ばくから地域住民を防護するため、県の避難要請に基づき、住民に対して「屋内退避」又は「避難」の措置を講じる。

第10 広域避難者の受入れ

実施機関：環境防災部、各部、県

1 広域避難者の受入れ

県から他市町村からの避難者の受入れの協議を受けた場合、又は協定に基づき被災市町村から避難者の受入れの要請を受けた場合、町は同時被災等、受入れを行うことが困難な場合を除き、当該被災者を受入れる。

2 住宅等の滞在施設の提供

町における公共施設等の受入体制を補完するため、町及び県は、広域避難者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅の借上げ等による滞在施設の提供に努める。

第5節 放射性物質事故復旧対策

実施機関：環境防災部、産業部、都市建設部、健康こども部、東陽病院部、県、山武郡市広域水道企業団、八匜水道企業団、九十九里地域水道企業団、放射性物質取扱事業所

第1 汚染された土壌等の除染等の措置

実施機関：環境防災部、産業部、都市建設部、県、放射性物質取扱事業所

県及び町は、国の指示、法令等に基づき、所管する施設の土壌等について、除染等の措置を行う。

放射性物質取扱事業所の事業者等は、国、県、関係市町村及び防災関係機関と連携し、周辺環境における除染等の措置を行う。

第2 各種制限措置等の解除

実施機関：環境防災部、産業部、県、山武郡市広域水道企業団、八匜水道企業団、九十九里地域水道企業団

県、町等は、国の指示、指導又は助言に基づき、飲料水及び飲食物の摂取の制限、農林水産物の出荷の制限等の各種制限措置等を解除する。

第3 被災住民の健康管理

実施機関：健康こども部、東陽病院部、県

県及び町は、被災者の状況を把握するとともに、健康状態に応じた相談や心のケアを実施する。

第4 風評被害対策

実施機関：県

県は、国、町等と連携し、各種モニタリング結果や放射能に関する正しい知識を、広く正確にわかりやすく広報することにより、風評被害の発生を抑制する。

第5 廃棄物等の適正な処理

実施機関：県

県は、国、町等と連携し、放射性物質に汚染された汚泥や焼却灰等の廃棄物や、土壌等が適正に処理されるよう、必要な措置を講ずる。